

# 第151期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第151期（2018年4月1日～2019年3月31日）

**川崎汽船株式会社**

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社  
ウェブサイト (<https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に  
掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

## 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	エネルギー資源輸送事業、海洋資源開発事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

(注) 当期から、報告セグメントを「コンテナ船」、「不定期専用船」、「海洋資源開発及び重量物船」及び「その他」の4区分から、「ドライバルク」、「エネルギー資源」、「製品物流」及び「その他」の4区分に変更しています。これは、コンテナ船事業のOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.への統合に伴い、顧客基盤に密着した新たなビジネスモデルの構築を目指して、当社グループの事業ポートフォリオを再構成したことによるものです。

## 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	126,281
三井住友信託銀行株式会社	74,674
株式会社日本政策投資銀行	64,120
株式会社三菱UFJ銀行	54,023
農林中央金庫	23,857

## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	154百万円

(注) 1.当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、“K” LINE PTE LTD.、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE.LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

2.当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬4百万円があります。

### (3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しつつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

### **(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

### **(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

### **(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。

① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営懇談会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。

③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告をするものとしています。

④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。

また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

(7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。

(9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して隨時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。

グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を年2回開催し、情報の共有に努めています。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。

(12) その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

## 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取り組みとして、以下を実施しました。

①2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスピリシー（以下、グローバルポリシー）」は、公正な競争を促すために年々厳しくなっていく各国の法規制に対応し、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのものですが、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役職員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。

②国内外の競争法コンプライアンスに関して、役職員に対しては、独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。

③2017年1月に制定したグローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）は、贈収賄防止のために実効性のあるグループコンプライアンス体制の強化の一環ですが、これに基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取り組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network (MACN) のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取り組みを強化しています。

④社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。

⑤毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役職員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組みの状況  
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2018年9月に実施しました。
- (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取り組みの状況  
取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、14回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。  
また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席し、45回開催しました。新規案件検討時の取り組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。
- (4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取り組みの状況  
当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。  
①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、グループ会社との間で情報交換を行うべく、グループ経営懇談会を2回開催しました。  
②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。  
③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。
- (5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取り組みの状況  
当社の取締役、執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、「グループ会社監査役連絡会」を2回開催し、情報の共有に努めました。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	60,507	67,107	△2,383	200,688
当 期 変 動 額					
資 本 剰 余 金 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替		△59,002	59,002		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△111,188		△111,188
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△1		4	2
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△120			△120
土地再評価差額金の取崩			1,529		1,529
連結範囲の変動又は持分法 の 適 用 範 囲 の 変 動			242		242
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△59,124	△50,414	2	△109,536
当 期 末 残 高	75,457	1,383	16,692	△2,381	91,152

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 產 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ヘ ッ ヅ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	8,570	7,768	6,184	△3,539	△2,661	16,321	26,083	243,094
当 期 変 動 額								
資 本 剰 余 金 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替								—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)								△111,188
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分								2
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動								△120
土地再評価差額金の取崩								1,529
連結範囲の変動又は持分法 の 適 用 範 囲 の 変 動								242
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△4,155	△4,768	△1,529	7,603	△1,048	△3,898	51,574	47,676
当 期 変 動 額 合 計	△4,155	△4,768	△1,529	7,603	△1,048	△3,898	51,574	△61,860
当 期 末 残 高	4,414	2,999	4,655	4,063	△3,710	12,423	77,657	181,233

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 292社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点よりPEARL RIVER BRIDGE SHIPPING S.A.を含む合計2社を連結の範囲に含めました。

また、合併及び清算により合計4社を連結の範囲から除外しています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 38社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は24社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点よりAir Tiger Express Companies, Inc.を含む合計4社を持分法適用の範囲に含めました。

また、株式の売却により2社、清算終了により2社をそれぞれ持分法の範囲から除外しています。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社（千葉港栄(株)他）及び関連会社（防災特殊曳船(株)他）はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は10社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社6社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

満期保有目的の債券

: 債却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

: 主として移動平均法に基づく原価法

###### ②たな卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶

: 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産

: 主として定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

###### ②賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金  
：役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- ④役員退職慰労引当金  
：役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤特別修繕引当金  
：船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- ⑥独占禁止法関連損失引当金  
：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- ⑦関係会社整理損失引当金  
：関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
- ⑧株式給付引当金  
：役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- ⑨傭船契約損失引当金  
：貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法  
航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

- (7) 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。
- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法  
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっています。
- (10) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しています。
- (11) のれんの償却方法及び償却期間  
5年間の定額法により償却を行っています。

#### 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

- (1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分にそれぞれ含めています。なお、前連結会計年度において、「その他固定負債」に含めていた「繰延税金負債」（前連結会計年度5,307百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (2) 前連結会計年度において、「その他流動負債」に含めていた「未払金」（前連結会計年度5,087百万円）及び「リース債務」（前連結会計年度7,107百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (3) 前連結会計年度において、別掲していた「事業再編関連損失引当金」（前連結会計年度24,543百万円）のうち、備船契約に関連する損失引当金（前連結会計年度20,324百万円）について、連結計算書類の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より「備船契約損失引当金」と掲記しています。

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、「その他特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度3,095百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「独占禁止法関連損失引当金繰入額」（前連結会計年度2,449百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めています。

#### 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社グループは、自動車船の事業環境の変化を踏まえた船隊整備計画の見直しを契機として、船舶使用実績及び今後の船腹需給見通しを基に、当連結会計年度において船舶の使用方針を見直しました。その結果、自動車船について、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込まれることが判明したため、耐用年数を従来の20年から25年に変更しました。これにより、従来の方法に比較して、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が2,464百万円それぞれ減少しました。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

##### 種類

船舶	276,983百万円
建物及び構築物	453百万円
土地	86百万円
投資有価証券	19,561百万円
その他	1,329百万円
合計	298,415百万円

上記投資有価証券19,561百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶276,983百万円のうち3,062百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

#### 担保に係る債務

##### 債務区分

短期借入金	33,949百万円
長期借入金	181,769百万円
合計	215,719百万円

### 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	407,807百万円
----------------	------------

### 3. 偶発債務

保証債務等	14,805百万円
-------	-----------

(保証債務等には保証予約が含まれています。)

追加出資義務等	3,274百万円
---------	----------

#### 4. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

##### 「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）

△3,034百万円

#### 5. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

当社グループは、当社又は連結子会社が借船したコンテナ船を傭船者に定期貸船しています。貸船料は傭船市況の変動に一定の影響を受けるため、貸船料が借船料を下回るリスクがあります。当社グループの傭船契約への対応方針や傭船市況の動向によっては当該事象に関連する損失が合理的に見積り可能な状態となり、追加の引当金の計上が必要となる可能性があります。

### **連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数	
普通株式	93,938,229株

### **2. 配当に関する事項**

- (1) 配当金支払額  
該当事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

### **金融商品に関する注記**

#### **1. 金融商品の状況に関する事項**

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利 用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

#### **2. 金融商品の時価等に関する事項**

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	143,201	143,201	—
(2) 受取手形及び営業未収金	62,722	62,722	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3	4	0
②その他有価証券	20,382	20,382	—
③関係会社株式	3,981	1,373	△2,607
(4) 支払手形及び営業未払金	(57,836)	(57,836)	—
(5) 短期借入金	(86,423)	(86,440)	△17
(6) 社債	(10,000)	(9,614)	385
(7) 長期借入金	(405,706)	(405,865)	△159
(8) デリバティブ取引	(4,154)	(4,228)	△74

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

(注1)

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

(3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。

(6)社債

社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(8)デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額139,743百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,110円48銭
1 株当たり当期純損失	1,192円8銭

1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	181,233百万円
普通株式に係る純資産額	103,576百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	666千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する	
当期純損失	111,188百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する	
当期純損失	111,188百万円
普通株式の期中平均株式数	93,272千株

## 重要な後発事象に関する注記

(株式移転による共同持株会社の設立及び同社株式の一部譲渡)

当社は、2019年4月1日に当社の国内港湾運送事業子会社3社の株式移転により、3社の完全親会社となる共同持株会社を新たに設立し、当該持株会社の全株式のうち49%を株式会社上組（以下、「上組」）に譲渡しました。

### 1. 本取引の目的

港湾運送事業や国内物流事業において当社及び上組がこれまで培ってきた技術、知見、そして経営資源などのリソース活用によるサービス品質の更なる向上を図るものであります。

### 2. 株式移転の方式

当社の国内港湾運送事業子会社3社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転

### 3. 株式移転の効力発生日

2019年4月1日

### 4. 株式移転対象3社の概要（2019年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社ダイヤトーコーポレーション	日東物流株式会社	株式会社シーゲートコーポレーション
(2) 設立	1934年9月3日	1943年3月8日	1956年12月7日
(3) 本店所在地	東京都港区	神戸市中央区	広島市南区
(4) 代表者	代表取締役社長 松川 一裕	代表取締役社長 河内 満	代表取締役社長 西山 寛
(5) 資本金	843百万円	1,596百万円	270百万円
(6) 株主及び持分比率	川崎汽船株式会社 100%	川崎汽船株式会社 100%	川崎汽船株式会社 100%
(7) 主な事業内容	港湾運送事業、倉庫業、曳船業、通関業、貨物利用運送事業他		

## 5. 共同持株会社の概要（設立時）

(1) 商号	KLKGホールディングス株式会社
(2) 本店所在地	東京都千代田区
(3) 代表者	代表取締役 新井 大介
(4) 資本金	10百万円
(5) 主な事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理等

## 6. 共同持株会社株式一部譲渡の概要

- (1) 譲渡先の名称 : 株式会社上組  
(2) 株式譲渡日 : 2019年4月1日  
(3) 譲渡株式数 : 49,000株  
(4) 譲渡価額 : 譲渡価額については、譲渡先との守秘義務より開示を控えさせていただきます。  
(5) 譲渡損益 : 翌連結会計年度における連結損益に与える影響は軽微であると見込んでいます。  
(6) 資本剰余金増加額 : 金額については算定中です。  
(7) 譲渡後の持分比率 : 51%

(多額な資金の借入)

当社は、2019年3月29日に締結しました、劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」）による資金調達を2019年4月5日に実行しました。本劣後ローンの概要は以下のとおりです。

本劣後ローンの概要

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 借入額                  | 450億円  |
| (2) 契約締結日                | 2019年3月29日   |
| (3) 借入実行日                | 2019年4月5日  |
| (4) 弁済期日                 | 2054年3月31日<br>ただし、2024年3月31日以降の各利払日、又はその他一定の事由に該当する場合は、元本の全部又は一部の期限前弁済が可能です。   |
| (5) 資金使途                 | 有利子負債返済及び船舶を主とする設備投資資金に充当します。  |
| (6) 適用利率                 | 2019年4月5日から2024年3月31日（当日を除く）までは基準変動金利に当初スプレッドを加算した変動金利が適用され、2024年3月31日以降は基準変動金利に当初スプレッドから1.00%ステップアップしたスプレッドを加算した変動金利が適用されます。                              |
| (7) 利息支払に関する条項           | 利息の任意停止が可能です。  |
| (8) 借換制限条項               | 契約上の定めはありません。<br>ただし、当社は本劣後ローンを期限前弁済する場合には、格付機関から本劣後ローンと同等以上の資本性が認定される商品により本劣後ローンを借り換えることを想定しています。（注）  |
| (9) 劣後特約                 | 本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した劣後請求権を有します。<br>本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはなりません。 |
| (10) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価 | 中・50%（株式会社日本格付研究所）   |
| (11) 貸付人                 | 株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、三井住友信託銀行株式会社  |

（注）一定の財務基準を満たす場合には、同等以上の資本性が認定された商品による借り換えを見送る可能性があります。

**株主資本等変動計算書**  
(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	剰余金		利益		剰余金						
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他 圧縮記帳 積立金	利益 別途 積立金	剰余 総 額					
当期首残高	75,457	60,302	-	60,302	2,540	380	60,552	△121,522	△58,049	△2,335		
当期変動額												
資本準備金取崩		△59,002	59,002	-						-		
その他資本剰余金取崩			△59,002	△59,002				59,002	59,002	-		
利益準備金の取崩					△2,540			2,540	-	-		
圧縮記帳積立金の取崩						△72		72	-	-		
別途積立金の取崩							△60,552	60,552	-	-		
当期純損失(△)								△71,056	△71,056	△71,056		
自己株式の取得										△1 △1		
自己株式の処分									4	4		
自己株式の処分差損								△1	△1	△1		
土地再評価差額金取崩								1,528	1,528	1,528		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	△59,002	-	△59,002	△2,540	△72	△60,552	52,638	△10,526	2 △69,527		
当期末残高	75,457	1,300	-	1,300	-	307	-	△68,884	△68,576	△2,333 5,847		

	評価・換算差額等					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,428	10,877	3,585	20,891		96,266
当期変動額						
資本準備金取崩						-
その他資本剰余金取崩						-
利益準備金の取崩						-
圧縮記帳積立金の取崩						-
別途積立金の取崩						-
当期純損失(△)						△71,056
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						4
自己株式の処分差損						△1
土地再評価差額金取崩						1,528
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,163	△4,613	△1,528	△9,305	△9,305	
当期変動額合計	△3,163	△4,613	△1,528	△9,305	△9,305	△78,832
当期末残高	3,264	6,263	2,057	11,586	11,586	17,433

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- |                |   |
|----------------|---|
| ①子会社株式及び関連会社株式 | : 移動平均法に基づく原価法  |
| ②満期保有目的の債券     | : 債却原価法   |
| ③その他有価証券       |   |
| 時価のあるもの        | : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの        | : 移動平均法に基づく原価法  |
| (2) たな卸資産      | : 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                       |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- |             |   |
|-------------|---|
| ①船舶         | : 定額法   |
| ②その他の有形固定資産 | : 定率法<br>ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- |  |
|--|
| : 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。 |
|--|

##### (3) リース資産

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  | : 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。   |
| ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。<br>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 |

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権について  
は貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債  
権については個別に回収可能性を勘案して計上し  
ています。

#### (2) 賞与引当金

：従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度  
に負担すべき支給見込額を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に  
おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ  
き、当事業年度末において発生していると認めら  
れる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時におけ  
る従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数  
(9年)による定額法により按分した額をそれぞ  
れ発生の翌事業年度から費用処理することとして  
います。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存  
勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法  
により費用処理しています。

：船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当事  
業年度において負担すべき支出見積額を計上して  
います。

：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等  
に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上  
しています。

：関係会社の事業整理等に伴い、将来負担すること  
となる損失の発生に備えるため、当該損失見込額  
を計上しています。

：役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への  
当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末に  
において対象者に付与されるポイントに対応する  
当社株式の価額を見積り計上しています。

：貨船料が借船料を下回る契約から生じる可能性の  
ある将来の損失に充てるため、当事業年度末にお  
いて入手可能な情報に基づき、発生可能性が高  
く、かつ、その金額を合理的に見積ることがで  
きるものについて損失見込額を計上しています。

### 4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

### 5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

**6. 繰延資産の処理方法**

社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

**7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法**

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

**8. 退職給付に係る会計処理**

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

**9. 消費税等の会計処理**

税抜方式によっています。

**10. 連結納税制度の適用**

連結納税制度を適用しています。

**表示方法の変更に関する注記**

(貸借対照表)

- (1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分にそれぞれ含めています。
- (2) 前事業年度において、別掲していた「事業再編関連損失引当金」（前事業年度23,916百万円）のうち、傭船契約に関連する損失引当金（前事業年度20,733百万円）について、計算書類の比較可能性を向上させるため、当事業年度より「傭船契約損失引当金」と掲記しています。

(損益計算書)

前事業年度において、「その他特別損失」に含めていた「傭船解約金」（前事業年度1,450百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

**会計上の見積りの変更に関する注記**

(耐用年数の変更)

当社は、自動車船の事業環境の変化を踏まえた船隊整備計画の見直しを契機として、船舶使用実績及び今後の船腹需給見通しを基に、当事業年度において船舶の使用方針を見直しました。その結果、自動車船について、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込まれることが判明したため、耐用年数を従来の20年から25年に変更しました。これにより、従来の方法に比較して、当事業年度の海運業損失、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が642百万円それぞれ減少しました。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

##### 種類

船舶	32,687百万円
投資有価証券	5,832百万円
関係会社株式	19,500百万円
合計	58,020百万円

上記投資有価証券5,832百万円及び関係会社株式19,500百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶32,687百万円のうち3,062百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

#### 担保に係る債務

##### 債務区分

短期借入金	2,497百万円
長期借入金	21,497百万円
合計	23,995百万円

### 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	104,530百万円
----------------	------------

### 3. 偶発債務

保証債務等	147,216百万円
-------	------------

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額203百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等	8,885百万円
---------	----------

上記保証債務等147,216百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期傭船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、99,030百万円です。

#### 4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△1,003百万円

#### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,686百万円
長期金銭債権	22,809百万円
短期金銭債務	41,174百万円
長期金銭債務	1,238百万円

#### 6. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

当社グループは、当社又は連結子会社が借船したコンテナ船を傭船者に定期貸船しています。貸船料は傭船市況の変動に一定の影響を受けるため、貸船料が借船料を下回るリスクがあります。当社グループの傭船契約への対応方針や傭船市況の動向によっては当該事象に関連する損失が合理的に見積り可能な状態となり、追加の引当金の計上が必要となる可能性があります。

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益 89,687百万円
	営業費用 209,363百万円
営業取引以外の取引高	48,980百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 641,872株

株式給付信託（BBT）に関する資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する自己の株式数につき、当事業年度末446,900株は自己株式数に含まれています。

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,184百万円
賞与引当金	151百万円
特別修繕引当金	119百万円
投資有価証券等評価損	12,741百万円
退職給付引当金	146百万円
減損損失	1,242百万円
傭船解約金	14,849百万円
海運業未払金自己否認額	3,521百万円
税務上の繰延資産	1,305百万円
傭船契約損失引当金	4,450百万円
税務上の繰越欠損金	54,063百万円
繰越直接税額控除	2,219百万円
その他	514百万円
繰延税金資産 小計	99,510百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△54,063百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△44,852百万円
評価性引当額 小計	△98,915百万円
繰延税金資産 合計	594百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△122百万円
留保金課税	△335百万円
繰延ヘッジ利益	△2,633百万円
その他有価証券評価差額金	△1,301百万円
その他	△1,240百万円
繰延税金負債 合計	△5,634百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△5,040百万円

### リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(借主側)

未経過リース料	
1年内	13,101百万円
1年超	74,563百万円
合計	87,665百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。

## 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末高
子会社	ケイラインネクスト センчуリー合同会社	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入 (注1)	50,139百万円	関係会社 長期借入金	50,139百万円
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注2)	-	増資の引受 備船契約等 役員の兼任	増資の引受	72,243百万円	-	-
				備船料の 受取等 (注3)	65,483百万円	海運業未収金 立替金 リース投資資産	1,306百万円 227百万円 312百万円

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社である  
オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の  
100%を直接所有している同社の子会社です。

(注3) 備船料の受取等については、市場価格及び調達価格を勘案して協議のうえ、価格  
を決定しています。

## 3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	186円87銭
1株当たり当期純損失	761円62銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	17,433百万円
普通株式に係る純資産額	17,433百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	641千株
損益計算書上の当期純損失	71,056百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	71,056百万円
普通株式の期中平均株式数	93,296千株

## 重要な後発事象に関する注記

(株式移転による共同持株会社の設立及び同社株式の一部譲渡)

当社は、2019年4月1日に当社の国内港湾運送事業子会社3社の株式移転により、3社の完全親会社となる共同持株会社を新たに設立し、当該持株会社の全株式のうち49%を株式会社上組（以下、「上組」）に譲渡しました。

### 1. 本取引の目的

港湾運送事業や国内物流事業において当社及び上組がこれまで培ってきた技術、知見、そして経営資源などのリソース活用によるサービス品質の更なる向上を図るもので

### 2. 株式移転の方式

当社の国内港湾運送事業子会社3社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転

### 3. 株式移転の効力発生日

2019年4月1日

### 4. 株式移転対象3社の概要（2019年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社ダイヤー コーポレーション	日東物流株式会社	株式会社シーゲート コーポレーション
(2) 設立	1934年9月3日	1943年3月8日	1956年12月7日
(3) 本店所在地	東京都港区	神戸市中央区	広島市南区
(4) 代表者	代表取締役社長 松川 一裕	代表取締役社長 河内 満	代表取締役社長 西山 寛
(5) 資本金	843百万円	1,596百万円	270百万円
(6) 株主及び 持分比率	川崎汽船株式会社 100%	川崎汽船株式会社 100%	川崎汽船株式会社 100%
(7) 主な事業内容	港湾運送事業、倉庫業、曳船業、通関業、貨物利用運送事業他		

### 5. 共同持株会社の概要（設立時）

(1) 商号	KLKGホールディングス株式会社
(2) 本店所在地	東京都千代田区
(3) 代表者	代表取締役 新井 大介
(4) 資本金	10百万円
(5) 主な事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理等

### 6. 共同持株会社株式一部譲渡の概要

- (1) 譲渡先の名称 : 株式会社上組  
(2) 株式譲渡日 : 2019年4月1日  
(3) 譲渡株式数 : 49,000株  
(4) 譲渡価額 : 譲渡価額については、譲渡先との守秘義務より開示を控えさせていただきます。  
(5) 譲渡損益 : 売却益約31,127百万円を翌事業年度における特別利益として計上する予定です。  
(6) 譲渡後の持分比率 : 51%

(多額な資金の借入)

当社は、2019年3月29日に締結しました、劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」）による資金調達を2019年4月5日に実行しました。

なお、本劣後ローンの詳細については、連結注記表における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。